

# 立 正 大 学 同 窓 会 会 則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は「立正大学同窓会」と称し、本部を東京都品川区大崎 4-2-16 立正大学内に置く。
- 第 2 条 本会は立正大学（以下母校という）の卒業生ならびにこれに準ずる者、および母校の現・旧教職員をもって組織する。
- 第 3 条 本会は建学の精神に基づき、会員相互の親睦扶助ならびに団結と向上を図り、母校の教育活動の発展に寄与し、文化振興に貢献することを目的とする。
- 第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 会報の刊行、会員データの管理ならびに運用
  - 2 母校の教育・学生活動への協力および援助
  - 3 講演会等の開催
  - 4 会員の学術研究に対する助成
  - 5 会員の福利厚生への推進ならびに慶弔
  - 6 支部の振興ならびに支部組織の活性化を図り地域社会の発展に寄与する事業
  - 7 立正大学校友会参加ならびに相互協働連携
  - 8 その他本会の目的達成に必要な事業

## 第 2 章 会 員

- 第 5 条 本会は次の会員で組織する。
- 1 正会員。立正大学（大学院を含む）・短期大学部を卒業した者および中途退学者で理事会の承認を得た者。
  - 2 準会員。立正大学（大学院を含む）に在籍する者。
  - 3 特別会員。立正大学・大学院・短期大学部に在職および在職したことのある教職員。
- 第 6 条 会員は、別に定めるところにより会費を納めるものとする。

## 第 3 章 役 員

- 第 7 条 本会には次の役員を置く。
- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| 1 | 会 長（兼理事）    | 1 名               |
| 2 | 副会長（兼理事）    | 各学部より 1 名         |
| 3 | 本部事務局長（兼理事） | 1 名               |
| 4 | 理 事         | 各学部より 3 名（副会長を含む） |
| 5 | 代議員         | 98 名（理事を含む）       |
| 6 | 監 事         | 3 名               |
- 第 8 条 役員を選出は次の通りとする。
- 1 会長は代議員会において、正会員の中より選出する。
  - 2 副会長は各学部より 1 名（兼理事）を選出し、理事会において承認する。
  - 3 理事は代議員会において代議員の互選により選出する。
  - 4 代議員は各学部の正会員の中から各 6 名（副会長を含む）、および各支部の正会員の中か

ら各1名を選出する。

5 本部事務局長は立正大学学長室校友課長に委嘱する。

6 監事は代議員会において、正会員の中から選出する。監事は他の役員を兼務できない。

第9条 役員の任期は次の通りとする。

1 役員の方々の任期は1期3年とし、2期までとする。任期満了の場合は、後任者の選任までその任務を遂行するものとする。

2 会長の任期は就任後新たに1期3年とし、2期までとする。

3 補欠または補充によって選任された役員の任期は現任役員の残任期間とする。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

1 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。

3 理事は別に定める委員会を組織し、会務を掌握し、これを執行する。

4 代議員は重要な会務を審議し、これを決議する。

5 本部事務局長は会務を執行する。

6 監事は年度決算報告と事業報告を監査し、その結果を代議員会に報告する。

#### 第4章 名誉会長および顧問

第11条 本会に名誉会長および顧問若干名を置くことが出来る。

2 名誉会長および顧問は理事会の推薦を経て、総会において掲載する。

#### 第5章 会議

第12条 本会に次の会議を置く。

1 全国大会

2 代議員会

3 理事会

4 会長・学部会長会

5 各種委員会

第13条 前条の会議は、会長がこれを招集する。ただし、各種委員会においては各種委員会委員長と併記で招集する。

第14条 全国大会は、毎年1回これを開催する。

第15条 全国大会は、会員相互の交流と親睦を図るとともに、母校や地域社会に貢献できる機会を設ける。

第16条 代議員会は、会長・副会長・理事・代議員・本部事務局長をもって組織し、毎年1回以上これを開催する。

2 代議員会は、本会における最高意思決定機関として、次の事項を審議し、決定する。

① 第8条に定める役員の承認

② 本会則の改正

③ 事業報告および決算

④ 事業計画および予算

⑤ その他必要な事項

第17条 理事会は、会長・副会長・理事・本部事務局長をもって組織し、本会における会務執行機関

として、必要のつどこれを開催し、案件の企画・立案をし、会務を執行する。

第 18 条 各種委員会は、必要のつどこれを開催し、委員会の運営については理事会の議を経て別にこれを定める。

第 19 条 会長は必要に応じ、会長・学部長会を開催することが出来る。

第 20 条 各会議において議決を行う場合には、出席者の過半数の賛成を必要とする。

## 第 6 章 会計

第 21 条 本会の経費は会費、寄付金、事業収入、校友会助成金、補助金およびその他の収入をもって賄う。

第 22 条 本会の資産の管理等は、代議員会の議を経て別にこれを定める。

第 23 条 本会の会費は、理事会の議を経て別にこれを定める。

第 24 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より、翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 7 章 事務局

第 25 条 本会に事務局を置く。事務局および本会に必要な会務は学長室校友課に委嘱する。

2 本部事務局に局長を置く。局長は、第 9 条の規定にかかわらず、理事を務めることとする。

## 第 8 章 支部

第 26 条 本会は各都道府県別等の支部を設置する。

第 27 条 支部の設置に関する規定は、代議員会の議を経て別にこれを定める。

## 第 9 章 附則

第 28 条 本会則施行に必要な細則は、理事会の議を経て別にこれを定める。

第 29 条 本会則の改正は、代議員会の議を経て、これを定める。

\*附則 1 削除

2 削除

3 本会則は昭和 42 年 7 月 23 日から施行する。

4 本会則は昭和 52 年 7 月 9 日から改正施行する。

5 本会則は平成 3 年 7 月 20 日から改正施行する。

6 本会則は平成 10 年 7 月 4 日に改正施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

7 本会則は平成 11 年 5 月 22 日に改正し、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

8 本会則は平成 18 年 5 月 27 日から改正施行する。

9 本会則は平成 19 年 6 月 16 日から改正施行する。

10 本会則は平成 20 年 5 月 31 日から改正施行する。

11 本会則は平成 21 年 6 月 6 日から改正施行する。

12 本会則は平成 25 年 6 月 29 日から改正施行する。

13 本会則は令和 3 年 5 月 14 日から改正施行する。